

# 新潟県文化振興条例の概要（令和6年4月1日施行）

## 前文

### 【新潟県の文化の歴史・特色】

- ・ 風土の特色、雪国文化、米や日本酒などの食文化、伝統工芸や地場産業の発達、北前船等他地域との交流による発展、火焰型土器、翡翠、佐渡島の能などの独特な文化 など

### 【文化の意義】

- ・ 潤いや安らぎ、精神的な満足感をもたらし、心豊かに生活を送ることに重要な役割を果たす
- ・ 人間の可能性を広げるとともに世代や地域を超えた交流や活動の源泉として、活力のある地域社会を創る上で大きな役割を果たす

### 【条例制定の決意】

- ・ 県民が表現の自由の重要性を認識し、自主性と創造性を発揮し、地域に誇りと愛着を持ち、文化活動への参加、文化の創造を通じて心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す

## 第1章 総則

目的 第1条	文化の振興等に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与
基本理念 第2条	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民の自主性及び創造性の十分な尊重</li><li>・ 文化の多様性の尊重と共存</li><li>・ 誰もが等しく文化を鑑賞、創造、参加できる環境の整備</li><li>・ 県民の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育む</li><li>・ 本県の多様で特色ある文化の保護と発展</li><li>・ 国内外への発信と交流</li><li>・ こどもたちへの教育の重要性と教育機関、文化団体、家庭、地域等との連携</li><li>・ 県民の意見を広く反映</li><li>・ 観光、まちづくり、国際交流等の施策との有機的な連携</li></ul>
責務・役割 第3条～第5条	○県の責務（文化振興施策の策定と実施、県民意見の反映） ○県民の役割（自主的かつ主体的な文化活動） ○市町村等との連携及び国、文化団体、大学、事業者等との連携
基本計画・審議会・財政上の措置 第6条～第8条	○文化の振興等に関する基本的な計画を定める ○新潟県文化審議会の設置 ○施策の実施に必要な財政上の措置

## 第2章 基本的施策

<p>①文化の振興</p> <p>第9条～第12条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術の振興</li> <li>・メディア芸術の振興</li> <li>・芸能の振興</li> <li>・生活文化の振興及び国民娯楽の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊その他の芸術の振興</li> <li>・映画、漫画、アニメーション、ゲームその他のメディア芸術の振興</li> <li>・講談、落語 浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興</li> <li>・生活文化（茶道、華道、書道、盆栽、衣食住に係る生活様式その他の生活に係る文化）の振興</li> <li>・国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）の普及</li> </ul>
<p>②文化に親しむ環境づくり</p> <p>第13条～第16条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化に対する関心及び理解</li> <li>・県民の鑑賞等の機会の充実</li> <li>・文化施設の機能の充実等</li> <li>・事業者による文化活動等の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化に対する関心・理解を深めるための普及啓発</li> <li>・鑑賞、創造、参加の機会の充実に向けた公演、展示等の実施・支援、記録の保管、情報収集・提供</li> <li>・県が設置する文化施設（博物館、美術館、図書館等）の鑑賞・創造・学び・交流の場としての機能の充実</li> <li>・事業者による文化活動への参画又は支援の促進</li> </ul>
<p>③文化を育む人づくり</p> <p>第17条～第21条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの文化活動の促進</li> <li>・学校教育における文化活動の充実</li> <li>・高齢者、障害者等の文化活動の充実</li> <li>・文化の担い手の育成及び確保</li> <li>・顕彰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが文化に触れる機会の提供、活動支援、文化団体による子どもたちに対する文化活動への支援</li> <li>・学校教育における文化活動の充実のための文化に関する体験学習等の充実</li> <li>・高齢者、障害者等が行う文化活動の充実のための環境の整備</li> <li>・文化の担い手（研究を行う者を含む）の育成及び確保、ボランティア活動の促進</li> <li>・顕彰</li> </ul>
<p>④文化を活用した地域づくり</p> <p>第22条～第24条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化を通じた地域の活性化</li> <li>・文化を通じた産業の活性化</li> <li>・文化を通じた交流の推進及び情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体となって取り組む文化を通じたまちづくり等の活動の促進</li> <li>・文化と観光その他の関連分野における施策の連携</li> <li>・文化に関する交流の推進、国内外への情報発信</li> </ul>
<p>⑤新潟県の特徴ある文化の継承及び発展等</p> <p>第25条～第27条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財等の保存及び活用</li> <li>・伝統芸能等の継承及び発展</li> <li>・特色ある文化の継承及び発展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財等の保存活用</li> <li>・世界的な価値を有する本県の文化遺産の継承</li> <li>・伝統芸能、民俗芸能、伝統工芸の継承及び発展</li> <li>・本県の歴史と風土の中で形成されてきた食文化、雪国文化、温泉文化、祭り、年中行事、風俗慣習、民話、和太鼓その他の本県の特徴ある文化の継承及び発展</li> </ul>